

熊本県公報

第 1 1 5 5 4 号
平成 19 年 5 月 28 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 指定介護療養型医療施設の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 平成 19 年 6 月県議会定例会の招集……………(財政課) 1
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 1
- ”……………(”) 2
- 指定居宅サービス事業所の指定 (訪問介護)……………(高齢者支援総室) 2
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防訪問介護)……………(”) 3

公 告

- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 3
- ”……………(”) 3
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 3
- 自動観測ブイロボ借入に係る一般競争入札……………(水産振興課) 3

告 示

熊本県告示第 482 号
障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
特定非営利活動法人 やすらぎ福祉会 やすらぎハウス 就労継続支援 B 型	事業所の所在地	菊池郡菊陽町津久礼 沖野 3057-12	菊池郡菊陽町原水 5587-3	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 483 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 48 条第 1 項第 3 号の規定により、指定介護療養型医療施設を次のとおり指定した。
平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
間部病院 下益城郡美里町永富 328 番地	医療法人美里みどり会	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 484 号
平成 19 年 6 月 8 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 485 号
道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	高森波野線	阿蘇郡高森町大字河原字河原 1359 番 3 地先から 阿蘇市波野大字滝水字滝水久保 186 番 1 地先まで	229.0	単道改
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇市的石字向原 1173 番 4 地先から 同市的石字飛渡 1112 番 4 地先まで	101.0	緊道整
一般県道	北里宮原線	阿蘇郡小国町大字北里字陰勢 381 番 1 地先から 同町大字北里字前 3190 番 1 地先まで	101.7	単道改
一般県道	南小国上津江線	阿蘇郡南小国町大字中原字北和田 86 番 1 地先から 同町大字中原字二又 3719 番地先まで	1,317.4	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 5 月 28 日

熊本県告示第 486 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 5 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木湯前線	球磨郡五木村字竹の川 4902 番 6 地先から 同所 4902 番 9 地先まで	167.8	単道改
一般県道	槻木田代八重線	球磨郡多良木町大字槻木字トヤガノ 675 番地先から 同所 675 番地先まで	102.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 5 月 28 日

熊本県告示第 487 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日

ヘルパーステーションさわらび 熊本市龍田町弓削 864 番地 1	社会福祉法人熊本菊寿会	平成 19 年 5 月 17 日
-------------------------------------	-------------	------------------

熊本県告示第 488 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションさわらび 熊本市龍田町弓削 864 番地 1	社会福祉法人熊本菊寿会	平成 19 年 5 月 17 日

公 告**熊本県公告第 484 号**

宇城市小川町土地改良区理事長平野保之から平成 19 年 4 月 11 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 21 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 485 号

玉名市横島土地改良区理事長立野興一から平成 19 年 5 月 2 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 5 月 21 日付けで認可した。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 486 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 5 月 17 日
- 2 名称
特定非営利活動法人しぜん あそ・まな・くらぶ
- 3 代表者の氏名
加藤 千尋
- 4 主たる事務所の所在地
熊本市昭和町 6 番 12 号
- 5 定款に記載された目的
特定非営利活動法人しぜん あそ・まな・くらぶ（以下、当法人と略す）は、人と自然の共生をテーマに、乳幼児から成人までのあらゆる人々に対して、自然と遊び、自然に学び、自然を感じる中で自然を大切にすることを養い、地球環境を考え守るための活動を行う。

熊本県公告第 487 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 5 月 28 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
自動観測ブイロボ一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 19 年 9 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

- (4) 納入期限
平成 19 年 8 月 31 日（金）
- (5) 納入場所
熊本県水産研究センター（上天草市大矢野町中 2450-2）
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料 1 月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、55 月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）アの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350
ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 5 月 28 日（月）から平成 19 年 6 月 13 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 5 月 28 日（月）から平成 19 年 6 月 15 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県農林水産部水産振興課環境養殖班（県庁 10 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 5676
ダイヤルイン 096-333-2455
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

- ア 交付期間
平成19年5月28日(月)から平成19年6月15日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
- イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成19年6月18日(月)午後2時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館地下1階監理課入札室
- (4) 入札書の提出方法
6の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年6月15日(金)までに必着するように郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった1月当たりの額に借入期間月数(55月)を乗じた額の100分の5以上の金額を6の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1月当たりの賃貸料)に借入月数(55月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する

事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(8) その他詳細は、入札説明書による。